

# しろあとだより

第14号

2017年3月

高槻市立  
しろあと歴史館

## 目次

「高槻御蔵(二万石御蔵)について」千田康治	1
「資料にみる昭和十一年の選挙粛正運動について」中村雄一	9

## 高槻御蔵(二万石御蔵)について

千田 康治

### はじめに

慶長二〇年(一六一五)五月、大坂夏の陣は豊臣家の滅亡によって終わった。同年閏六月、江戸幕府は内藤信正を高槻城主とした。その二年後の元和三年(一六一七)に、城主を土岐定義に替え、幕府直轄事業として高槻城の拡張工事に着手した。これにより、近世高槻城の基礎が築かれた。

これまでの高槻城研究では、内藤信正の入城後、城内に「二万石御蔵」とよばれた幕府直轄の蔵が設けられたことが知られていた(1)。しかし、それが後に廃止されたことまでは認識されていたが、その役割や廃止の時期等については、これまで言及されてこなかった。今後、江戸幕府の西国支配における高槻城の位置付けやその変化を考えるにあたって、幕府直轄の蔵の存在は重要である。そこで本稿では、正式には「高槻御蔵」と称する高槻城内の幕府直轄蔵について、創設と廃止の時期やその運用について述べてみたい。

### 一 高槻御蔵の設立

これまで高槻御蔵については、幕府財政や直轄領の研究の一環で、各地に設けられた幕府御蔵の一つとして言及されてきた。それらを元に、高槻御蔵の概要を記したい(2)。

高槻御蔵に先駆ける存在として、高槻周辺では豊臣政権期に太閤蔵入地が設定され、そこからの年貢米を保管する御蔵が高浜村(大阪府島本町)に置かれていた(3)。また、郷土史家の天坊幸彦氏によれば、富田に御蔵が

あり、高槻御蔵はその機能を継承したとする。そして「二万石御倉(原文ママ)は元和元年本丸や二ノ丸と一緒にでき、享保のころに廃止になっている。(中略)併し費用がかかること甚だしいので、後一万石を枚方に移し、さらに寛文中全部を大坂に移してしまった」と記している(4)。

高槻御蔵の正式な設立年代は特定できていない。管理者である高槻御蔵奉行の任命からみていくと、江戸幕府の職制を記した『吏徴附録』によれば、天和元年(一六八一)十一月二十一日に伏屋兵介が任命されたのを始まりとする(5)。『寛政重修諸家譜』(以下、『寛政譜』と記す)には、伏屋二郎左衛門胤定(彦助)の項で、同日に高槻御蔵奉行に任命されたことが記されているので、伏屋兵介と同一人物とみられる(6)。一方では、『寛政譜』の本多角右衛門頭房の項に、高槻御蔵奉行を勤め、元和三年(一六一七)に没したとあり、天和元年より遡る(7)。ただ、他に元和年間(一六一五〜二四)に高槻御蔵奉行職の存在を裏付ける史料は見つかっていない。

摂津国西成郡十八条村(大阪府淀川区)の寛永五年(一六二八)の年貢免状に「八三石八升二合 高槻詰米」とあるのが、高槻御蔵への納入について確認できる最も古い史料である(8)。「徳川実紀」では、寛永八年に本多覚右衛門顯直が高槻御蔵奉行に就いたことを記す(9)。この

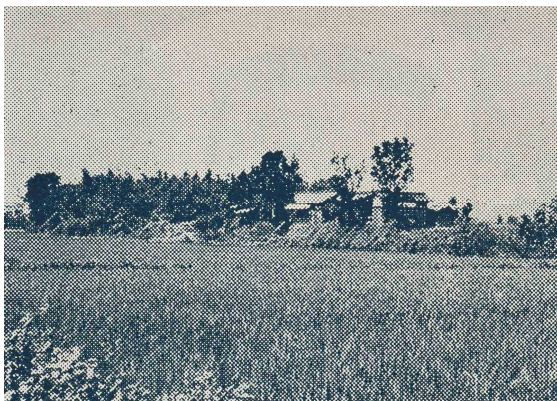


写真 高槻御蔵があった蔵屋敷曲輪跡の昭和30年代の様子。手前の水田は堀の跡。

顯直は、『寛政譜』に前記の頭房の子として載る本多寛右衛門頭直のこととみられる。頭直は、河内国志紀郡(大阪府藤井寺市他)と丹北郡(大阪府松原市他)の幕府代官、末吉氏の年貢勘定目録(以下、「末吉家勘定目録」と記す)に、寛永十三年から高槻御藏奉行として記されている本田角右衛門と同一とみられる(10)。これらから、寛永五〜八年の段階で高槻御藏とその奉行職が存在していたことは確実とみられる。

近畿における他の幕府御藏の成立についてみてみたい。大坂城(大阪市中央区)は、元和五年に幕府の直轄となる。城内にある大坂御藏には、前年の元和四年に周辺幕府領の年貢が収められており、この時には成立していたとみられ、同五年には大坂御藏奉行が任命されている(11)。

二条城(京都市中京区)に設けられた二条御藏は、寛永二年頃に整備されたとみられる。『吏徴附録』では、同年に初めて二条御藏奉行が任命されている(12)。

大津城跡(滋賀県大津市)に建てられた大津御藏は、慶長十年代〜元和元年(一六〇五〜一五)頃には建物が建てられていたと推測される(13)。御藏奉行の任命については不明な点が多い。『寛政譜』に、延宝二年(一六七四)に没した福島八左衛門勝重の経歴に「大津の御藏衆」とあるのが確認できる最古のものである(14)。

これ以外にも、幕府成立当初は、近畿における幕府拠点であった伏見城(京都市伏見区)と、京坂間の水上交通の要衝であった淀(京都市伏見区)に幕府御藏がおかれた。元和五年に伏見御藏奉行であった曾根勘六、守屋八兵衛が大坂御藏奉行へ移っていることや、「末吉家勘定目録」において、元和五年以降記述がみられなくなる。そのため、伏見と淀の御藏は元和年間の半ばには廃止され、大坂、二条、高槻に御藏としての役割が収斂されたと推定される(15)。その他、「末吉家勘定目録」には、寛永十三年に高槻御藏と並んで「枚方御藏」とあるが、他に史料がなく、詳細は不明である。他に、永原御藏(滋賀県野洲市)と水口御藏(滋賀県甲賀市)があったが、規模は小さかった。

藤田恒春氏は、慶長年間(一五九六〜一六一五)における徳川家・幕府の御藏について「豊臣氏との軍事的緊張関係上「城付」的性格のものが多かったのではないかと考える。」としている(16)。

これらを踏まえて、高槻御藏の成立過程について考察したい。

慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原合戦後、高槻城は徳川家の支配するところとなり、幕府成立後はその直轄となる。そして徳川家の家中から選ばれた代官が在番した。この時に城内にあった蔵が、後の「御藏」の原点であろう。そして大坂の陣では、徳川方の物資供給拠点として機能した(17)。

元和元年、譜代大名の内藤信正が高槻城主となったが、城内の蔵は引き続き幕府の直轄であった。内藤信正の入城は、幕府による西国支配確立の端緒として、高槻城史において強く印象に残る事象であったと考えられる。そのため後世になって、この時に幕府が新たに蔵を設けたと認識されたのではないかと推測する。その後、元和三年からの大規模修築により設備が整えられた。寛永年間(一六二四〜四四)になると、近畿の幕府領からの年貢収納体制が整えられた(18)。そして高槻でも幕府の直轄蔵が「御藏」として体制が整えられ、御藏奉行の役職が設けられたという経過であったと推測する。

## 二 高槻御藏の廃止

『京都御役所向大概覚書』には「高槻御藏者御用無之ニ付、元禄三年年入札被仰付、元禄四未春御弘三罷成候、代銀九貫三百拾五文七分 未五月大坂 御城納」とある(19)。また、『温知柳宮秘鑑』には「高槻御藏元禄三年午大津へ引ル、城付二千石残ル」とある(20)。他に、『寛政譜』の伏見二郎左衛門胤定の項には「元禄四年五月其役を廃せられるにより務をゆるされ」とある。これらから、高槻御藏は元禄三年(一六九〇)に機能を停止し、翌元禄四年に建物が入札により払い下げられ、高槻御藏奉行の職も廃止されたことが分かる。高槻御藏の機能は、後述する城詰米の管理が高槻藩に引き継がれ、それ以外の機能は他の御藏に集約されたとみられる。

廃止の理由については記されていないため、不明であるが、『京都御役所向大概覚書』の記述に「御用無之ニ付」とあり、高槻御藏の重要性が低下したことは確実である。飯島千秋氏は、廃止理由について、幕府国内支配の安定、大名の居城の中にあることから生ずる混乱の回避、畿内幕領年貢米の大坂・二条御藏への集中による管理体制強化などを挙げている(21)。近畿の他の御藏では、一〇年程後の元禄十三年(一七〇〇)には大津御藏奉行職が廃止され、大津御藏の機能の多くが二条御藏に集約され、規模を縮小して存続した御藏の管理は大津奉行に移管されている。これは、東廻

航路開設に伴う北国米の輸送ルートとしての重要性が低下したためと考えられている(22)。この時期に近畿では大坂御蔵と二条御蔵へ機能の集約が進んでいるのがうかがえる。

### 三 高槻御蔵奉行

御蔵の管理を担った高槻御蔵奉行は、史料上で在任が同時に確認できるのは二人までなので、定員は二人であったと推測される。任じられた幕臣について、『寛政譜』から確認すると左のようになる(23)。

【名前】 【続柄・没年・就任時期等】

- ① 本多角右衛門頭房 元和三年没
- ② 本多覚右衛門頭直 頭房の子。寛永八年就任
- ③ 本多十右衛門頭定 頭直の養子。
- ④ 仁科勘右衛門信道 寛永十一年没
- ⑤ 田中一郎右衛門(某)
- ⑥ 田中兵左衛門(某) 一郎右衛門の子
- ⑦ 藤井要右衛門勝重 寛永十七年隠居
- ⑧ 藤井勘兵衛勝忠 勝重の子。寛永十七年就任
- ⑨ 伏屋二郎左衛門胤定(彦介) 天和元年〜元禄四年

他の史料から確認すると、「末吉家勘定目録」では、寛永十三年(一六三六)を初出として、同十四、十九、二〇年、正保二年(一六四五)、同四年に高槻御蔵奉行として本田角右衛門と田中彦(喜)右衛門が連名で記されている(24)。前者は②の本多覚右衛門頭直、後者は⑤の田中一郎右衛門(某)とみられる。明暦年間(一六五五〜五八)・万治年間(一六五八〜六一)には、⑥田中兵左衛門(某)の名が記され、寛文年間(一六六一〜七三)には、田中兵左衛門(某)と③の本多十右衛門頭定が確認できる(25)。また、地誌類を見ると、貞享二年(一六八五)刊行の『京羽二重』には伏屋彦介と田中兵左衛門が載る(26)。高槻御蔵廃止後の元禄九年(一六九六)に刊行された『難波丸』には伏屋彦介と、田中兵左衛門と同一とみられる田中六左衛門が載る(27)。伏屋胤定(彦介)は最後の御蔵奉行であることから、田中兵左衛門は高槻御蔵廃止まで同職に在籍していたとみられる。

高槻御蔵奉行の幕府組織における位置付け(命令系統)は定かではない。元禄二年(一六八九)十二月に、二条・大津・高槻・大坂の各御蔵における

日雇賃や道具代などの支払いについて、今後、御蔵奉行の手形に京都町奉行の裏判を必要とする旨の史料がある(28)。これから、京都町奉行の配下に入ったとみられるが、廃止の二年前であり、それ以前は不明である。

高槻御蔵奉行の役料は、『吏徴附録』によれば天和元年の時点で一五〇俵であった。『温知柳營秘鑑』によると、配下には米の搬入・搬出に関わる小揚が六〇人(そのうち組頭が五人)いた。

### 四 「高槻城絵図」に描かれた高槻御蔵

幕閣の信任の厚かった譜代大名・永井直清は、慶安二年(一六四九)七月、高槻藩三万六千石の藩主に封じられ、同年八月二十五日、高槻城に入城した。「永井家文書」(奈良教育大学蔵)の同年十二月一日付の老中連署状には「高槻御蔵、從此以前彼地城主之家来御蔵奉行衆二立合、開御蔵之戸納払仕、相封付置候由候間、如先規可被申付候」とある。御蔵の出納には、高槻城主の家臣が立ち会うきまりになっていたことが分かる(29)。高槻藩主永井家中の寛文一〇年(一六七〇)頃の分限帳の写しとみられる「御当家分限帳」によれば、石高百石の藩士・望月次郎左衛門の役職が「御蔵目附」とある。この役が、高槻城主の家臣として出納に立ち会ったのではないかと推測する(30)。

同じく「永井家文書」の寛文二年八月十六日付、永井直清宛の伏見奉行連署状には「前略然者高槻二御蔵すくなく候、御蔵建候あき地も有之由、御勘定所へ申入候処、御老中へ被伺候へハ、只今迄有之御蔵之半分建候様ニと申来候間、御奉行之儀并狩十介・末吉八郎右衛門へ申渡候、委細者二、三日中右両人之衆其元へ参、可得御意候、(後略)」とある。蔵の收容能力が不足しており、建て増しの実施について、担当する奉行と城主の永井直清との協議が指示されたことが分かる。「只今迄有之御蔵之半分建候様ニ」とあるのは、現状の半分に相当する規模を新たに建てよという意味であろうか。この増築の奉行・井狩十介は、「京都町奉行所書札覚書」の記述から、寛文九年に行われた高槻御蔵の修繕の際も奉行を務めていることが分かる(31)。

図1は、高槻藩主永井直清が入城した慶安二年から間もない時期を描いたと推定される「高槻城絵図」(仏日寺蔵)である(32)。図2は、同絵図の本丸南側、蔵屋敷と呼ばれる曲輪の拡大である。ここに描かれているのが

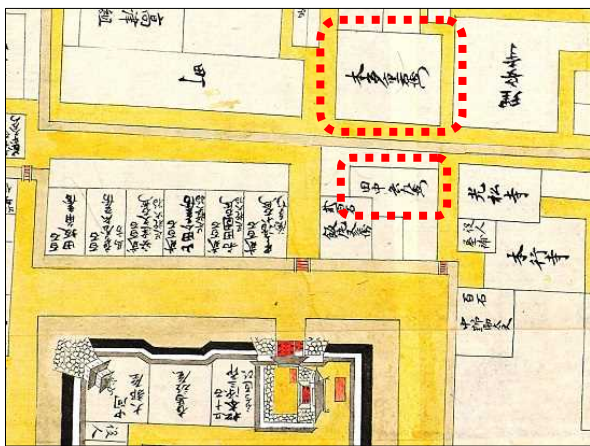
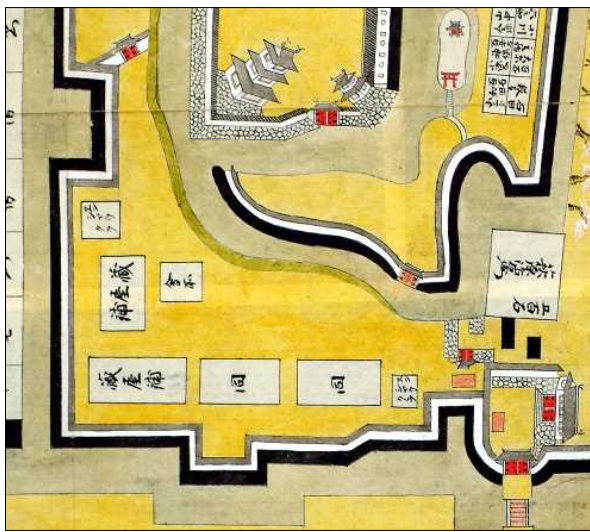
高槻御蔵である。ここには、「蔵屋敷」と記された米蔵とみられる四棟と、「エンシヨウクラ」（焔硝・火薬のこと）と記された蔵が二棟、「会所」が一棟描かれている。この蔵屋敷の曲輪は、隣接する三の丸や帯曲輪との間に石垣や白壁の塀を備えた門があり、明確に区画分けがされているのが特徴である。御蔵廃止後である江戸時代後期に描かれた高槻城絵図では、蔵や会所と共に門と塀も撤去されており、幕府官僚の御蔵奉行と城主との管轄区域を区切るためのものとみられる。北側に連なる帯曲輪には材木蔵が二棟描かれている。これも高槻御蔵に含まれるとの見解があるが<sup>(33)</sup>、蔵屋敷曲輪の門の外側にあるため、断定はできない。前記寛文二年の増築により、御蔵の敷地が拡大した可能性等も考えられる。

図3は高槻城下の北側に広がる武家屋敷地である。三の丸にある北大手門の北東側に本行寺、光松寺、理安寺と並んでいる。光松寺の西向いに「田中兵左衛門」、その北側で、理安寺の西向いに「本多重右衛門」とあり、前記③の本多十右衛門頭定と同一とみられる。これが、高槻御蔵奉行の屋敷である。光松寺の門前に「役人屋敷」、本多重右衛門屋敷の西北側の長屋には「役人ヤシキ」とある。御蔵奉行の役宅近くにあることや、高槻藩の足軽長屋は、全て「高津組」等、組頭の名前で表記されていることから、御蔵奉行配下の小場の役宅と推定する。

本多十右衛門頭定と田中兵左衛門が同時に高槻御蔵奉行を勤めていた時期は寛文年間であり、伏屋胤定(彦介)の着任が確認できる天和元年(一六八二)十一月二十一日までが下限である。本絵図の作成時期を検討する際の一つの指標となる。

### 五 高槻御蔵の役割

高槻御蔵には、幕府直轄領からの年貢米が収納された。これらは、運用・役割が異なる二種類のものであった。一つは、幕府財政に組み込まれ、近畿での幕府事業の経費や、諸役人の扶持米等に充てられたもので、便宜的に蔵米と呼ぶ。もう



(上) 図2 高槻城絵図の蔵屋敷部分  
(下) 図3 高槻城絵図の御蔵奉行の屋敷(点線部分)

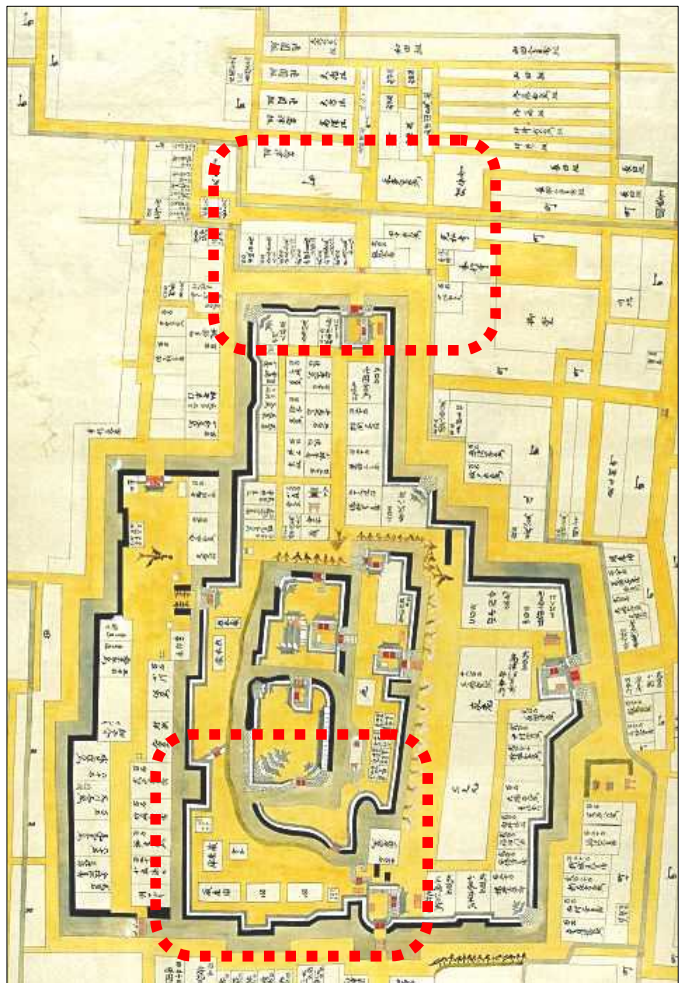


図1 高槻城絵図(仏日寺蔵) ※一部トリミング済み  
点線部分は、下が図2、上が図3の範囲

一つは、非常時の備蓄米である「城詰米」である。

## (一) 蔵米

蔵米の場合、支出先やその内訳から、その役割がうかがえるが、高槻御蔵収納米の蔵米からの支出が確認できる例は少ない。それを次に記す。

①寛永十一年(一六三四)、永井直清が奉行を務めた大山崎離宮八幡宮の造営や、同社への下向米千俵等の費用(「永井家文書」)

②寛文一〇年(一六七〇)、京都の三条橋普請に係る諸費用(「京都町奉行所書札覚書」)。

③寛文一〇年、「高槻御米蔵式ヶ所御修復」に従事した、奉行井狩十介らの扶持米(「京都町奉行所書札覚書」)。

大坂御蔵では、加番や大番で大坂に留まっている大名・旗本の合力米や、諸役人の扶持米が支出されている。また、二条御蔵では、公家衆への方領米や役料、扶持米の他、社寺への神事料・念仏料が支出されている(34)。しかし、高槻御蔵は判明している支出例が少ない。そのため、蔵米分の役割の全体像は分からない。

## (二) 城詰米

城詰米は、兵糧としての性格を持つ非常用備蓄米である。幕府の城詰米制度は、幕府直轄の城と、譜代藩の大名の居城を中心に一定量の城詰米を備えて非常時の備えとしたもので、城米、城付米、御用米とも呼ばれた。この制度については、柳谷慶子氏による研究に詳しい(35)。これを元に、城詰米の配置について近畿での状況をみていきたい。

寛永一〇年(一六三三)、幕府の軍事機構整理の一環として、城詰米制度が確立された。城詰米は幕府の所有物であり、譜代大名居城では、転封による城主交代の際は、新しい城主に引き継がれた。柳谷論文において、全国的な備蓄状況が確認できる史料を元に作られた表から、近畿部分を抽出し、本稿用に改編・加筆したのが次項の表である(36)。

高槻御蔵には、一万石の城詰米が備蓄されるよう定められていたことが分かる。詳細は後述するが、高槻御蔵が廃止される前年の元禄三年に城詰米は高槻藩に引き継がれたため、以降は大名居城の欄に記されている。城詰米の配置場所は、幕府の全国支配上の要地である北と南の抑えの位置、主要街道沿い、幕府領の集中地域とされ、関東・中部・近畿に集中度が高いとされる(37)。表からは、近畿分が全国の五く六割程度を占めているこ

とがわかり、この地域が特に重要視されていたことが伺える。

城詰米が配置された大名の居城の内訳は、全六三城の内、五四城が譜代藩の城である。残る九城も外様ながらも幕府からの信任の厚い藩である。そのため、特定の譜代大名とこれに準ずる藩に設置されたと理解されている(38)。

元和三年(一六一七)に行われた幕府による高槻城の公儀修築は、元和六年から始まる大坂城再築の布石であったと考えられている(39)。同年に修築が行われた尼崎城、明石城、元和五年に修築された岸和田城、大和郡山城が揃って城詰米を備える城とされていることは興味深い。城詰米が制度として確立したのは寛永一〇年だが、それ以前から非常時の米備蓄は行われていた(40)。高槻城は、大坂の陣で徳川方の物資供給拠点として機能したことを考えると、非常時の米備蓄は、慶長年間(一五九六〜一六一五)から行われていたと考えるのが自然であろう。「高槻城絵図」にはは焰硝(火薬用の「エンシヨウクラ」)が二棟描かれていることから、高槻御蔵は非常時の物資備蓄場所としての役割が強かったと推定する。今後、高槻城も含めた大坂城近辺の譜代大名居城での元和期における非常時用備蓄米の保管状況の解明を進めれば、当該期の幕府西国支配の意図の一端をうかがい知ることができのではないだろうか。

表の貞享四年(一六八七)の典拠である「所々御城米並城付御米高」では、全国の大名居城の城詰米について、江戸や大坂への輸送の難易度により、八つに区分けされている(41)。その中で、近畿の譜代大名居城が含まれるのは次の三つである。

(1) 江戸への運送は可能だが、即刻の役にはたさない

駿河田中、遠江掛川・浜松・横須賀、三河吉田・岡崎・西尾・刈谷、伊勢亀山・桑名、志摩鳥羽、美濃大垣・岩村・加納、摂津尼崎、和泉岸和田、山城淀、大和郡山、播磨姫路・明石・竜野、伊予松山

(2) 江戸への即刻の用にはたさないが、大坂の米蔵に便利

丹波篠山・福知山・亀山、備後福山、石見浜田、豊後府内・杵築、豊前小倉

(3) 大津へは便宜だが二条、高槻、大坂の御蔵へは陸路のため運送費用がかさむ。

近江彦根・膳所・水口

この区分けから、大名居城の城詰米は江戸と大坂への運送の便が重要視されていたのが分かる。高槻御蔵は非常時に城詰米を運用する際、大津・二条御蔵と共に、大坂御蔵に準ずる集積地とされていたとみられる。

高槻御蔵に収められた城詰米の供給元については、『温知柳営秘鑑』には「高槻御蔵詰国 近江 若御蔵米不足之時者河内摂津和泉之内より詰ル」とあり、近江国の幕府領が供給元で、不足の際は摂津・河内・和泉国からも納めたとみられる。また、「所々御城米並城付御米高」には、大津御蔵では延宝二年(一六七四)と翌三年に洪水のため二条と高槻の御蔵に城詰米を回送しており、そのため貞享四年段階で、収納量が規定より不足していたことが記されている。

元禄四年に高槻御蔵は廃止される。『温知柳営秘鑑』には「高槻御蔵元禄三年午大津へ引ル、城付二千石残ル」とあり、廃止前年に城詰米は二千石を残して大津御蔵へ移された。高槻御蔵にあった一万石の城詰米のうち、二千石が高槻藩に引き継がれたことが分かる。その後、宝暦元年(一七五一)の時点では三千石に増やされている(42)。

城詰米の管理は、他城では通例毎年(旧暦)七月初めから使用をはじめ、その年の初納によって詰め替えられている(43)。高槻御蔵でもこれに倣っているとみられる。

高槻城に収められた城詰米の使用例をみてみたい。寛文

九年(二六六九)、近江国高島郡(滋賀県高島市)等で二万石を領していた大溝藩では、洪水により一万石余の減収が見込まれたため、藩主の分部信政が幕府に願い出て高槻御蔵から三千石を借用した(44)。この時使われた米が、蔵米か城詰米かはわからないが、非常時の使用という性格から城詰米であったと推測される。

大溝藩への供給は高槻御蔵だけであったが、飢饉の時やそれに伴う米価高騰時で、被害地域が広範囲に及ぶ場合は、幕府は城詰米を江戸や大坂へ回送させたうえで、被害が大きい地域へ配った。複数の城からの大規模な

	国	設置場所	延宝4年 (1676)	天和1年 (1681)	貞享4年 (1687)	延享2年 (1745)	宝暦1年 (1751)
近畿の幕府御蔵	摂津	大坂	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
		高槻	10,000	10,000	10,000	元禄3年、高槻藩主へ	
	山城	二条	10,000	17,000	17,000	10,000	10,000
	近江	大津	50,000	50,000	50,000	—	20,000
		永原	1,000	1,000	—	—	1,000
		水口	1,000	3,000	貞享2年、水口藩主へ		
	幕府御蔵合計			142,000	151,000	147,000	80,000
近畿の大名居城	伊勢	桑名	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		亀山	3,050	1,000	5,050	3,050	3,050
	志摩	鳥羽	3,000	3,000	5,000	1,500	3,000
	近江	彦根	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		膳所	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		水口	(水口御蔵の段参照)		▲2,000	▲2,000	▲3,000
	山城	淀	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	摂津	高槻	(高槻御蔵の段参照)			2,000	3,000
		尼崎	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	大和	郡山	—	—	—	4,000	5,000
	丹波	亀山	2,000	2,000	3,000	2,000	2,000
		篠山	3,000	3,000	5,000	3,000	3,000
		福知山	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	和泉	岸和田	3,000	3,000	5,000	3,000	3,000
	播磨	姫路	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		明石	3,000	3,000	●5,000	●3,000	●3,000
竜野		▲2,000	—	▲4,000	▲2,000	▲6,000	
大名居城合計			86,050	82,000	101,050	92,550	101,050
近畿合計			228,050	233,000	248,050	172,550	202,050
全国合計			400,913	384,863	464,713	333,108	381,420

表 近畿における城詰米の配置 単位：石

大名居城において、当該年の藩主が無印は譜代、●は親藩、▲は外様大名を表す

回送は全部で一四回を数えた。その中で高槻城からの回送が確認できるのは四回あるが、いずれも高槻藩に引き継がれた後である。享保十七年(一七三二)の九州・四国での大規模なイナゴ被害に際して千石、天明三年(一七八三)に一三七二・一石、天保四年(一八三三)に一一〇〇石、同七年に二七一石である(45)。また、宝暦三年(一七五三)に幕府の使者が城詰米の見分のため高槻を訪れており、城詰米管理・運用の一端がうかがえる(46)。

## 六 高槻御蔵への蔵詰

高槻御蔵に収納された米は、周辺の幕府領から蔵詰されたと想定される。実際に年貢目録等で確認できるのは、寛永期に前記の摂津国西成郡十八条村(47)と、河内国志紀郡と丹北郡があり、志紀郡・丹北郡幕府領の年貢米の蔵詰先は大坂御蔵、二条御蔵、高槻御蔵、江戸への廻米となっている(48)。一例として、丹北郡小山村(大阪府藤井寺市)・次郎兵衛組の寛永二〇年(一六四三)の年貢米覚を見ると次のようになる(49)。

総年貢米 三八二石九斗八合  
(内訳) 米 一二七石六斗三升六合 三ヶ一銀納  
大豆 三八石二斗九升 十分一銀納  
米 四石五石 大坂御蔵詰  
米 十九石 高槻御蔵詰  
米 十八石五斗 二条御蔵詰  
米 九四石九斗一升 江戸廻

(他に種かし米、二条御蔵詰の際の車加子米など)

幕府領の一つの村から江戸への廻米も含めて複数の御蔵へ蔵詰されていたことが記されている。これは他の村で確認できる。

和泉国大鳥郡上神谷村(堺市南区)では、高槻への蔵詰が確認でき(50)、さらに正保三年(一六四六)には「高槻御蔵修復之御入用竹・なわ・わら人足代」が課せられている(51)。

他に、村明細帳で高槻御蔵への蔵詰が記されている例としては、河内国茨田郡枚方村(大阪府枚方市)の寛文年間(一六六一～七三三)貞享年間(一六八四～八八)と推定される村明細帳がある。それには大坂御蔵、二条御蔵、高槻御蔵への蔵詰のルートやその際の費用負担について記されており、淀川船着場から対岸の唐崎まで船で運んでいることが分かる(52)。同じ茨

田郡の中振村(大阪府枚方市)の元禄三年の村明細帳にも高槻御蔵への蔵詰費用の記述がある(53)。

以上のように、河内国と和泉国からの蔵詰が確認できる。摂津国からは確認されていないが、まだ十分に調査しきれていないため、現時点では判断できない。『温知柳宮秘鑑』には、城詰米は近江国から供給され、不足の際は摂津・河内・和泉国からも納めたとある。しかし、蔵詰にあたって蔵米と城詰米の区分がどのようにされていたかは不明である(54)。

高槻御蔵の収納規模については、二万石蔵の別称から、その程度であったと推測される。高槻藩士が記した手控えである「高槻年代記」には、元禄三年(一六九〇)の項に「城米二万石引二千石預十月廿三日」とある(55)。前記の御蔵廃止前年に城詰米が大津御蔵へ引き上げられたとの記述に関連するものだが、城詰米の規定は一万石であったため、ここにある「城米二万石」は蔵米を含めた高槻御蔵の総収納量であったと考える。

## おわりに

本稿では、高槻御蔵についての概要を記してきた。その成立過程については、慶長年間(一五九六～一六二五)以来設けられていた幕府の直轄蔵が、近畿の幕府領からの年貢収納体制が確立される寛永年間(一六二四～四四)に、御蔵の制度が確立されたことに伴って「高槻御蔵」として整えられたと推定した。

高槻城は元和三年(一六一七)に公儀修築によって整備される。大坂城内・城下の蔵が未整備だったこの時点で、高槻城内の蔵は摂津・河内・和泉において数少ない幕府の直轄蔵であった。非常時に備えた物資の備蓄といった軍事面だけでなく、年貢米の収納先・支出元という蔵の機能を考慮すれば、大坂の陣後の復興拠点としての役割もあつたと考えられる。高槻城の元和修築は、大坂城を中心とした西国支配確立への布石であると共に、この重要な幕府直轄の蔵を守る城の整備でもあつたと評価できるのでないだろうか。

高槻御蔵研究の今後の課題として、慶長年間～元和年間(一六一五～二四)の御蔵制度確立以前の時期の実態と、大坂の陣後の幕府西国支配の確立期に果たした役割、廃止に至った背景についての解明を進めていきたい。

【註】

- (1) 『高槻市史』第二巻本編Ⅱ(高槻市史編さん委員会、一九八四年)。
- (2) ①藤田恒春「近世前期の幕府御蔵奉行について」(『文化史論叢』横田健一先生古稀記念(下))横田健一先生古稀記念会、創元社、一九八七年)。
- ②大野瑞男『江戸幕府財政史論』(吉川弘文館、一九九六年)。
- ③飯島千秋『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館、二〇〇四年)。
- (3) 天坊(2)①、及び『島本町史』(島本町史編さん委員会、一九七五年)。
- (4) 天坊幸彦『高槻通史』(高槻市役所、一九五三年)。詳しくは後述するが、廃止の時期は誤認であり、枚方への移管は事実が確認できていない。
- (5) 『史微附録』(『続々群書類従』第七 続群書類従完成会、一九六九年)。
- (6) 『新訂 寛政重修諸家譜』第二十二(続群書類従完成会、一九六六年)。
- (7) 『新訂 寛政重修諸家譜』第二十一(続群書類従完成会、一九六六年)。
- (8) 前掲(2)③。
- (9) 『新訂増補 国史大系 徳川実紀 第二編』(吉川弘文館、一九九八年)。
- (10) 佐々木潤之介『増補・改訂版 幕藩権力の基礎構造』(お茶の水書房、一九八五年)。
- (11) 前掲(2)③。
- (12) 前掲(2)③。
- (13) 前掲(2)③。
- (14) 前掲(2)①。
- (15) 前掲(2)①。
- (16) 前掲(2)①。
- (17) 前掲(4)では、「そしてこ(筆者注・高槻城から平野岡山の陣所に、人夫五十人宛兵糧糠藁等を背に負い郷土五人がこれを率領して輸送した。(近藤家記録)」とある。また、柱本茶船の由緒には、大坂の陣で代官北見五郎左衛門から命じられて高槻城より兵糧二万石を運送したとある(日野照正『畿内河川交通史研究』吉川弘文館、一九八六年)。
- (18) 『新修 大阪市史』「第三巻」(新修大阪府史編纂委員会、一九八九年)。
- (19) 『京都御役所向大概覚書』「下巻」(岩生成・監修、清文堂出版、一九八八年)。
- (20) 『温知柳宮秘鑑』巻五(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』5、史籍研究会、汲古書院、一九八一年)。
- (21) 前掲(2)③。
- (22) 前掲(2)①。
- (23) ①③は前掲(6)に同じ。④は『新訂 寛政重修諸家譜』第三(続群書類従完成会、一九六四年)。⑤⑥⑨は前掲(7)に同じ。⑦⑧は『新訂 寛政重修諸家譜』第十四(続群書類従完成会、一九六五年)。
- (24) 前掲(2)②。なお、本多頭直は『寛政譜』に、万治三年(一六六〇)に致仕とある。
- (25) 前掲(2)③。
- (26) 『京羽二重』『新修 京都叢書』第二巻、新修京都叢書刊行会、臨川書店、一九九五年)。
- (27) 『難波丸』(塩村耕編『古版大阪案内記集成』、和泉書院、一九九九年)。
- (28) 『新修大阪市史 史料編』「第六巻 近世I政治1」(大阪府史編纂所・大阪市史料調査会、二〇〇七年)。
- (29) 『高槻市史』第四巻(一)史料編Ⅱ(高槻市史編さん委員会、一九七四年)。
- (30) 西本幸嗣「高槻藩永井家の分限帳について(一)」「『しろあとだより』第六号、高槻市立しろあと歴史館、二〇一三年)。なお、同書には「者頭土蔵」「御土蔵」の役職名

- も記されている。高槻御蔵廃止後にあたる江戸時代中後期の高槻藩分限帳に「土蔵役」があることから、これらは藩の蔵に関する職と推定する。
- (31) 「京都町奉行所書札覚書」(『京都町触集成』別巻一、京都町触研究会編、岩波書店、一九八八年)。
- (32) 前掲(1)。
- (33) 前掲(2)③。
- (34) 前掲(2)③。
- (35) ①柳谷慶子「江戸幕府城詰米制の成立」(『日本歴史』四四四号、一九八五年)。
- ②柳谷慶子「江戸幕府城詰米制の機能」(『史学雑誌』九六編十二号、一九八七年)。
- (36) 前掲(35)①の「諸家城詰米詰高表」から抽出。各年の出典を次に記す。  
延宝四年「所々御城米」(姫路市立図書館所蔵酒井家文書)。  
年欠(天和元年)「諸国所々之御城米之事」(内閣文庫所蔵「玉露叢」四三所収)。  
年欠(貞享四年)「所々御城米並城付御米高」(内閣文庫所蔵「憲教類典」五ノ九所収)。  
延享二年「諸国城詰御用米」(姫路市立図書館所蔵酒井家文書)。  
宝暦元年「諸国御詰米」(内閣文庫所蔵「憲教類典」所収)。
- (37) 前掲(35)①。
- (38) 前掲(35)①。
- (39) 高槻市立しろあと歴史館開館記念特別展図録『天下統一と高槻 安土城・大坂城そして高槻城』(二〇〇三年)。
- (40) 前掲(35)①では、膳所城の事例を紹介している。それによると、寛永一〇年以前から蓄えられていた一万石を、今後は五〇〇〇石とするように定めている。膳所城が、慶長八年に大津城に代わる要害として築城された経緯から、以前から蓄えられていた兵糧を城詰米として規定し直したと評価している。
- (41) 前掲(35)①に同じ。「所々御城米並城付御米高」は、写本が国会図書館デジタルコレクション『憲教類典』五八巻、「五ノ九 米穀」で公開されている。
- (42) 前掲(35)①。
- (43) 前掲(35)①。
- (44) 木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』「第五巻 近畿編」(雄山閣、一九八九年)。
- (45) 前掲(35)②。
- (46) NPO 法人高槻市文化財スタッフの会古文書グループ『撰津国高槻村古記録Ⅱ』(二〇一三年)。
- (47) 前掲(2)③。
- (48) 前掲(12)。
- (49) 『藤井寺市史』「第六巻 史料編四上」(藤井寺市史編さん委員会、一九八三年)。
- (50) 「和泉国大島郡上神谷豊田村小谷家文書」(国文学研究資料館蔵。同館の「収蔵歴史アーカイブデータベース」を参照)。
- (51) 「慶安元年〜三年 堺奉行御触書」(『堺市史 続編第五巻』堺市役所、一九七四年)。
- (52) 『枚方市史』「第七巻」(枚方市史編纂委員会、一九七〇年)。
- (53) 前掲(52)。
- (54) 前掲(51)には、「卯之納米高槻御蔵詰 壹万石之割 一米三百九十四石 和泉」とある。高槻御蔵の規定量のうち、三九四石が和泉国に割り当てられたと解釈できるが、蔵米と城詰米のどちらを指すのかは不明である。
- (55) 「小澤家文書」(高槻市立しろあと歴史館蔵)。



## 資料に見る昭和十一年の選挙肃正運動について

中村 雄一

### はじめに

選挙肃正運動とは、昭和十年（一九三五）から同十七年にかけて、公正な選挙の実現を目指し、全国規模で実施された運動である。

大正十四年（一九二五）六月十一日の衆議院議員選挙法改正で、日本国籍を有し、内地に居住する満二十五歳以上の全ての男子に選挙権が与えられた。いわゆる男子普通選挙の始まりである。昭和三年二月二十日には国政選挙として初の改正法に基づく普通選挙である第十六回衆議院議員総選挙が実施された。しかし、不正行為が数多く生じたため、選挙肃正運動が展開することになった。

当館では「昭和十年七月 選挙肃正二関スル書類」という簿冊（写真1）を所蔵している。同簿冊は、昭和十年同十四年の高槻町における選挙肃正運動関連の行政文書やビラなどの媒体物を綴じており、興味深い資料であった。続いては、高槻における選挙肃正運動の実態を紹介したい。

### 一 選挙肃正運動の経過と評価

普通選挙の実施にあたっては、制限選挙で常態化していた買収や賄など不正行為の減少、増大傾向にあった選挙費用の抑制が実現し、選挙界と政界の浄化に繋がると期待する声が強かった。ところが、蓋を開けてみると不正行為は一向に減少せず、取締法規の乱用など官憲による干渉も増したため、一般大衆の間ではかえって選挙への不信感が強まる結果となった。

事態を憂慮した各方面から、選挙の改革、再度の衆議院議員選挙法改正を求める声が相次ぎ、浜口雄幸内閣時代の昭和五年（一九三〇）に選挙改革審議会が発足した。同審議会では選挙権の拡大、選挙の公営化や選挙違反の罰則強化といった官僚管理の拡大などを主眼に置いた選

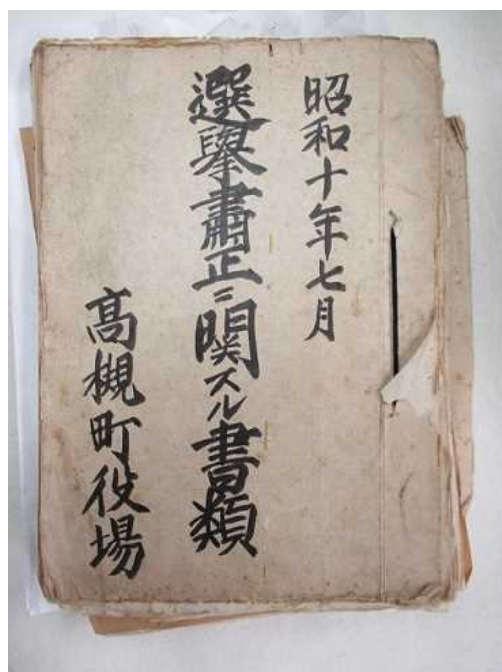


写真1 『昭和十年七月 選挙肃正二関スル書類』  
（表紙。当館蔵）

挙法改正問題が議論された。また、選挙の改正を目的とする団体の設立が答申され、国民に立憲思想を啓発する団体、政治教育と密接に係する団体への助成も検討されたが、いずれも実現しなかった。続く犬養毅内閣において、与党の立憲政友会に置かれた選挙法改正委員会では、選挙改革委員会制度が議題として提案されたが、昭和七年の五一五事件で犬養首相が暗殺されたこともあり立ち消えとなった(1)。

こうした動きの延長で昭和十年五月八日、岡田啓介内閣、後藤文夫内相のもとで勅令として選挙肃正委員会が公布された。直後に斎藤実前首相を会長とする半官半民の選挙肃正中央連盟が発足し、同年九月十月に全国の二府三十七県で実施された府県会議員選挙に合わせ、同連盟の主導で全国規模の運動が始まった。この府県会議員選挙で行われたのが第一次選挙肃正運動で、翌昭和十一年二月二十日の第十九回衆議院議員選挙でも第二次選挙肃正運動として継続された。

運動の具体例としては、媒体物や講演会による普及宣伝活動、自治体の首長、区長、各種団体の幹部など有力者を集めて運動の具体的方法について協議した市町村懇談会、そして市町村懇談会の内容を受けて、末端の有権者への啓発、教化を目的に集落単位で実施された部落懇談会などが挙げられる。

選挙公営の概念を具体化し、選挙運動に対する制限を強化した点で現代の選挙に大きな影響を及ぼしたとされる選挙肃正運動だが、その

評価については意見が分かれている。多くの先行研究では、選挙の腐敗防止を目指したが、時代とともに政党の政治活動の牽制や抑圧、反軍・反ファッショの思想や運動の弾圧に目的を変えた(2)、最終的に翼賛運動に帰結した(3)、選挙運動を抑圧する仕組みの一部だった(4)という形で、その後の国家総動員体制をはじめとする戦時体制との関連で論じられている。その一方で、言論戦に重きを置いた公正な選挙戦を実現させたとの評価(5)もある。

また、軍部の意向を受けた在郷軍人会が協力した例(6)や、当時選挙権がなかった女性の動員、協力に触れた研究(7)もなされている。

## 二 高槻町における選挙肃正運動の概況

選挙肃正委員会令の制定後、高槻町でも府知事から囑託された委員二十九名による選挙肃正委員会が昭和十年(一九三五)七月に発足した。九月二十五日の府会議員選挙に合わせて行われた第一次選挙肃正運動の実績については、同年十月五日付(8)で磯村彌右衛門高槻町長から大阪府総務部長に報告されている。

報告では、後述の講演会の出席者が少なかったことを踏まえ、部落懇談会や神前祈願祭の実施を見送ったとの記載がある。また、有権者への選挙教育が不十分な点も指摘され、効果的な対策として投票日直前までに講演会やピラによる宣伝を行うことが挙げられた。有権者のほか、青年学校生徒、青年団員に対する教育の重要性にも触れている。

このほか、議員候補者や推薦者から有権者に宛てた文書に到底実行できない施政方針が掲載され、選挙民を誘惑させているという記載もあり興味深い。

肝心の運動の効果としては、選挙費用は激減、違反者数も減ったが、厳重な取締りを恐れたのか棄権率は従来よりやや高い十七%(9)にのぼったとのことである。

府議会議員選挙の結果を受け、十月七日に茨木町の旧三島郡役所で開かれた三島郡町村長会の総会では、「府議選での肃正取締りの行過ぎに猛省を促す」旨決議がなされた。当時の同会会長は磯村高槻町長である。背景には、選挙肃正運動下で初の選挙となった府会議員選挙で

は警察の取締りに力が入り、特に饗応・買収などを当然としていた既成保守党派への風当たりが強く、結果的にそれらとの繋がりが強かった町村当局を刺激したことが考えられるという(10)。

さて、昭和十一年(十二年)の衆議院議員総選挙では、樫田村を除く現在の高槻市域(大阪府第五区)において社会大衆党票が二〇・二%から二八・二%に増加、立憲民政党・立憲政友会票は七九・八%から六八・四%に減少しており、既成二大政党の後退、無産政党の躍進という同時代の全国的な傾向がみられた(11)。この結果について、「高槻市史」は無産政党の躍進を、各戸に半ば投票が強要されるような棄権防止運動のなかで、民衆が見せた精一杯の反応であるとしている。また、運動が民衆の自覚的協力を獲得できず、体制への抵抗力を失いつつある民衆が無産政党に期待を寄せるしかなかったことの現われであるともしている(12)。

この無産政党の躍進が、昭和三年の新京阪鉄道(現阪急京都線)開業、そして同六年の町村合併による大高槻町発足により進んだ市街化と直接どのように関係するかについては、今回参照した資料では十分に読み取れなかった。ただ、詳しくは後述するが、選挙肃正運動に際して地域単位で実施された部落懇談会の参加率が、旧来の農村集落では高かったのに対し、新興の市街地では伸び悩んでいたという事実があり、興味深いところである。

## 三 資料に見る高槻町の選挙肃正運動

本章では、「昭和十年七月 選挙肃正二関スル書類」から選挙肃正運動に関する資料を紹介する。先述のように活動実績を大阪府に報告する必要があったこともあり、多くの資料が現存する。

### (1) 選挙肃正運動初期の講演会

昭和十年(一九三五)七月十二日に大阪市中央公会堂で府市町村選挙肃正委員会が開催され、大阪府でも選挙肃正運動が本格的に始まった。同月からは府内各地で選挙に関する弊害の防止、公正な選挙観念の普及、その他選挙肃正の徹底を図るべく、府と区町村が共同で主催



写真2 当時の高槻尋常小学校の講堂・校舎  
 (『第九大区第二小区第一番小学校 100 年誌』、1973 年)

する選挙肃正講演会が開催されることになった。

高槻町でも、同十七日午後七時より高槻尋常小学校(写真2)講堂で選挙肃正講演会が開催されており、選挙肃正委員、町会議員、区长、小学校、青年団、在郷軍人分会、会社、工場に宛てた通知文や参加呼び掛けのビラが残されている。

ビラには、余興としては吉本興業(13)による浪花節や万才(漫才)が催されるとあり、少しでも多くの町民に選挙の肃正に関心を持ち、

講演会に参加して欲しいとの狙いからあの手この手で動員を図った様子が伺える。ただ、実施後の報告では、来場者数は思いのほか少なく、しかも大部分が余興目当てだったとのことで、今後さらなる出席の勧誘が必要(14)であると結論付けられた。

このほか、同十八日には府と三島郡各町村による選挙肃正大講演会が茨木尋常小学校で開かれた。八月六日から十二日には島本村尋常小学校、芥川尋常小学校、清水尋常小学校(清水信用組合とする資料もあり)、五領村尋常小学校、磐手尋常小学校、西天川信用組合、高槻町役場で、高槻警察署主催、内務省と大阪府警察部が後援した選挙犯罪予防講演会が順次実施されている。現存する実施計画表によると、後者では選挙犯罪取締りの方針、選挙犯罪の防止への協力呼びかけ、選挙法令改正の要点などが伝えられたという。

## (2) 演説・講演のレコード

運動の趣旨や目的を大衆に理解させるため、選挙肃正中央連盟や自治体はリーフレットやレコード、さらには歌謡に至るまであらゆる媒体物を制作した。以下でその一部を紹介する。

まず紹介するのが、運動を推進していた政治家、思想家の講演を収録したレコードである。昭和十年(一九三五)八月九日付(15)で大阪府総務部長から各町村長に宛てた「選挙肃正ニ関スルレコード送付ノ件」には、永田秀次郎元東京市長「選挙肃正に就いて」、田澤義鋪(16)「国家の為に我々の為に」、斎藤実選挙肃正中央連盟会長(元首相)「憲政の一新」、丸山鶴吉(17)「正しい選挙を」、岡田啓介首相「愛国の熱誠に想ふ」、後藤文夫内相「政治道義の確立」の各演説を収録したレコード三種が記載されている。

加えて、安井英二大阪府知事の演説「正しい選挙と楠公の精神」を収録したレコードの解説書も当館に現存する。昭和十年当時は楠木正成楠公が湊川の戦いで戦死して六百年目とあり、大阪府や兵庫県などで各地で顕彰行事が催されていた。安井知事は講演で楠木正成の忠勇義烈の精神を引用し、選挙が忠君愛国の務めであることを理解して運動や投票に臨むよう訴えかけていた。これらのレコードは国勢調査宣伝講演会や後述の部落懇談会で流され、参加者一同が熱心に聴取していたと伝えられる。



写真3 大阪府の選挙肃正ポスター(当館蔵)

## (3) ポスター、ビラなどの印刷物

レコードと並んで啓発活動に用いられたのが印刷物で、ビラやポスター(写真3)、リーフレットが残っている。ポスターには、有権者に自覚を促す呼び掛けや、立候補届出前の選挙活動の禁止、選挙ブローカーに利用されないこと、買収、饗応、戸別訪問などの選挙犯罪の防止、棄権の防止、選挙の取締りなどに関する官憲の不正な



写真4 大阪府のセロファン製ポスター (当館蔵)

の標語入りのセロファン製ポスター(写真4)も現存する。  
このポスターは計一万八千枚が印刷され、昭和十年(一九三五)九月十二日より府内の官公庁、会社、工場、電車内などのガラス窓に貼付された。

また、高槻町は府会議員選挙直前の昭和十年九月二十日から二十四日に、有権者に日替わりで計五種類のビラを配布した。ビラ(写真5、9)には「厳しい取締りを恐れて棄権することがないよう」、「投票権は誠心の義務である」、「正しからぬ投票又は棄権は天に唾するに」などの文言が入っている。投票五日前より有権者に日替わりで五種類のビラを配布する手法は、翌年の衆議院議員総選挙でも踏襲された。

行為を見かけた際は遠慮なく申し出ることなどの文言が記されていた。  
このほか、大阪府による「選挙粛正 赤心一票 忠義の心 選挙にうつけ」

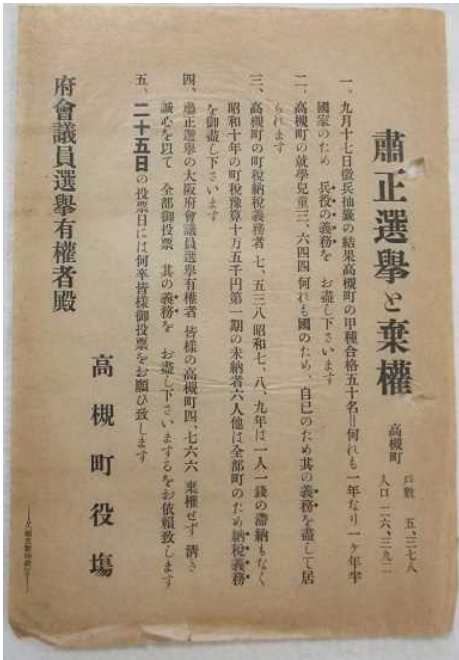


写真5 府会議員選挙直前に配布されたビラ1 (当館蔵)



写真6 同2 (当館蔵)

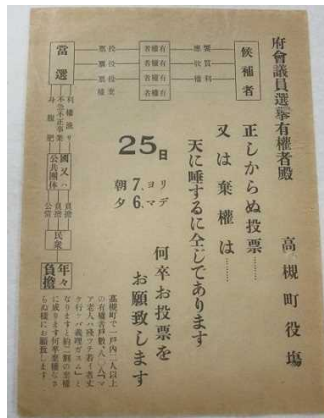


写真8 同4 (当館蔵)



写真7 同3 (当館蔵)

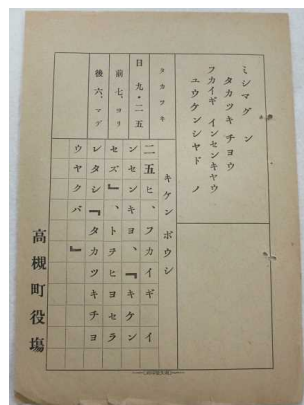


写真9 同5 (当館蔵)

(4)選挙粛正絵ばなし  
選挙粛正中央連盟は有権者やその家族向けの印刷物を各種頒布したが、その一つが昭和十年(一九三五)九月一日発行の「選挙粛正絵ばなし」(写真10)である。同リーフレットはカラー刷り全十二ページで、天皇制と大日本帝国憲法の発布、天照大神の神話、爆弾三勇士(18)などのエピソードを紹介、有権者に現在の選挙の問題点と選挙が正しく行われることの重要性、選挙粛正運動とは何かを分かりやすく説明し、運動へ



写真 11 年賀状用絵葉書計三種（当館蔵）



写真 10 選挙正繪ばなし（当館蔵）

の協力を訴えかけた。

最終頁には「投票は立憲国民の厳粛な務め」、「天皇陛下が、お前は誰を代表者に選ぶのかとの有難き御下問にお答へ申上げるのと少しも変りはない」、「あなたの一票が、若しも汚れたとするならば、あゝ、あなたは不忠の臣です。非国民です。誓って投票の神聖を守りまう（原文ママ）」の文言があり、国民規模の一大教化運動だった選挙正運動の性格を示している。

#### （5）年賀状と選挙正標語

選挙正中央連盟は、昭和十一年（一九三六）の年賀状に選挙正の標語を入れる運動も実施しており、同連盟から全国の市区町村長への依頼文や大阪府総務部長からの通牒（19）、磯村高槻町長名の通知（20）が残っている。高槻町長名の通知文には、前年秋に府県会議員選挙を実施した府県の一等当選選挙正標語が刷られている。大阪府のものは、先述のポスターにもみられた「忠義の心 選挙にうつせ」であった。

あわせて、同連盟から内務省、大阪府を通して年賀状用絵葉書（写真11）が計三種類送付されている。いずれも選挙正をPRする図案で、適宜先述の標語を入れて

使用せよとのことであった。

#### （6）そのほかの啓発活動

また、大阪府から横断幕が送付され、新京町（現高槻センター街）などに掲出されたという（21）。

このほか、選挙正運動に関する唱歌や童謡、浪曲も作られ、歌詞カードが残っている。唱歌は「選挙正の歌」、童謡は「選ぼうよ、みんな」という題で、いずれも山田耕作（耕筈）作曲、北原白秋作詞であった。両曲の普及は、選挙正のみならず政治教育上大きな効果をもたらすとされており、大阪府総務部長から各市町村長に、また高槻町長から町内の区長、選挙正委員、各種団体長に宛てて、各家庭で普及を図って欲しい、児童に教授して欲しい旨の通牒（22）が出されている。浪曲は明三養と須永喜城が共作、吉村盛太郎が歌うもので、表題は「國の光」だった。

こうした公式の楽曲とは別に、町内の一選挙正委員が選挙正のスローガンを詞にした都々逸や、大正時代の俗謡「鴨緑江節」の替え歌の歌詞を、高槻町長に送付するという出来事もあった。

そして昭和十一年（一九三六）二月二十日、衆議院議員総選挙投票日の正午には有権者に注意を促すべく、町内の四つの会社、工場のサイレンを吹鳴させたほか、六十五ヶ所の寺院の梵鐘や太鼓を鳴らした（23）という。高槻尋常小学校でも、午前七時と正午にサイレンの吹鳴が行われた記録（24）がある。この結果、同選挙の午後の投票率はそれ以前の選挙と比べて高かったと伝えられている。

#### 四 高槻町における部落懇談会の概況

選挙正運動のなかで中心と位置付けられ、かつ最も効果的とされた活動が部落懇談会であった。

高槻町では第二次選挙正運動下の昭和十一年（一九三六）一月八日から二十三日に、地域ごとに計三十三回の部落懇談会が開催される予定となっていた（25）。同年一月四日付の開催通知（26）には、懇談会の具体的な流れ（表1）とともに、有権者はもとよりその家族に至るまで、選

九 八 七 六 五 四 三 二 一

- 一 着席 一同敬礼
- 二 皇大神宮（伊勢神宮）及び皇居遥拝
- 三 君が代合唱
- 四 開会の辞（町長またはその代理者）
- 五 大阪府知事吹き込みレコード
- 六 講師挨拶（約三十分）
- 七 懇談（約一時間）
- 八 宣誓署名
- 九 一同敬礼 閉会

表 1  
部落懇談会の具体的な流れ



写真 12  
愛国婦人会のビラ  
(当館蔵)

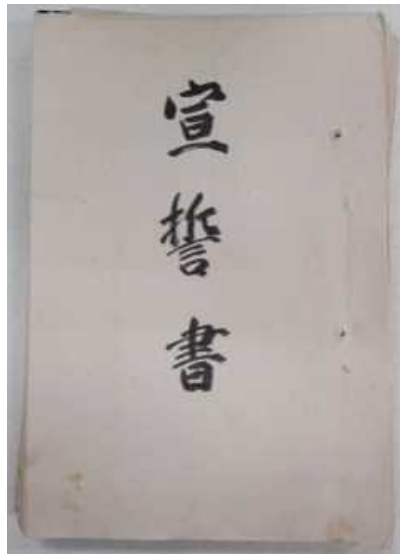


写真 13 宣誓書(当館蔵)

選挙正を徹底させる旨が記されていた。開催通知は区長や選挙粛正委員のほか、青年団や処女会(27)、婦人会にも送付されており、当時選挙権のなかった十八歳以上二十五歳未満の男性、そして女性も運動に動員し、有権者の意識向上に繋げる狙い

が伺える。「選挙粛正 婦人内助の力で 投票の売買を根絶しましょう 棄権がないようにしましょう」の文言入りの愛国婦人会のビラ(写真12)も、女性の動員があったことを示している。

懇談会には、原則として高槻町の吏員一〜六名のほか、大阪府の吏員一名が派遣されていた(28)。また、高槻警察署長宛に警察官の臨場依頼も行われている。終盤には氏神の神前など神聖な場所でも有権者による宣誓が行われ、その際署名された宣誓書(写真13)が残る。

主催者側の目論見とは裏腹に、実際の懇談会では思いのほか出席率が伸び悩む例も多かった。「選挙粛正部落懇談会状況調査」によると、たとえ一月八日に上田部地域(省線(現JR)以北)と高槻地域(新川ノ町・川ノ町以北)を対象に行われた回では、両地域の戸数が八百十八のところ出席者数は僅か五名に留まった。

これに対し、同十四日に津之江地域を対象に行われた回(七十七戸から四十三名が出席)、同十七日に庄所地域を対象に行われた回(三十五戸から二十三名が出席)など、全戸数の半数以上にあたる人数が参加した例もあり、懇談会への取り組み方は地域により温度差があったことが分かる。全体的な傾向としては、昭和六年の町村合併以前の高槻町域、芥川町域など当時市街化していた地域では出席率が伸び悩み、逆に古くからの農村集落では比較的高い出席率を記録していたようである。

懇談会は本来町内全域で実施される予定だったが、同二十一日に衆議院が解散され、翌二十二日に衆議院議員総選挙が告示されてからは選挙運動と疑われる可能性があったため、同二十三日実施予定の大塚町と番田地域を対象とする回は中止となった。高槻町役場からは二月一日付で両地域の有権者に宛て、懇談会が中止された経緯の説明と投票の呼び掛けを兼ねた文書が送られている。また、前回の選挙で特に棄権の多かった地域に注意を促す動きもあった(29)。

## 五 選挙粛正運動における小学生の動員

最後に興味深い事項として、小学生の動員を紹介する。児童を対象とする選挙啓発活動としては、現在でも自治体の選挙管理委員会や(公財)明るい選挙推進協会により、標語や絵画のコンクールが催されてい

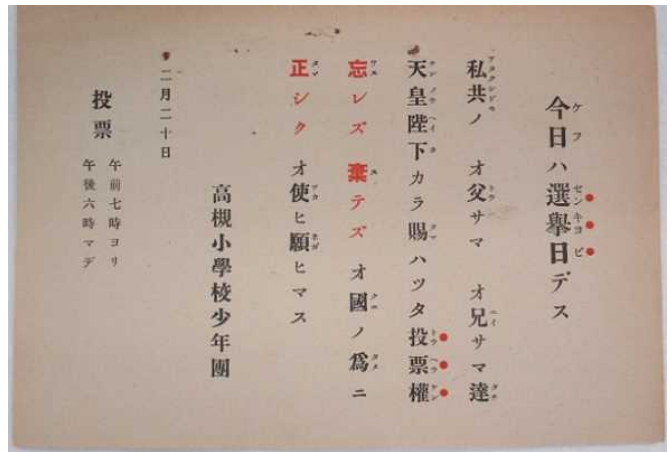


写真 14  
高槻小學校少年團が配布したビラ(当館蔵)

るが、選挙肃正運動でも小学生の動員があった。先述した婦人の動員同様、選挙肃正運動が選挙権のない層も巻き込み、国民規模の教化運動として行われた実態を示している。たとえば、昭和十年(一九三五)九月二十日付(30)で大阪府総務部長から各選挙肃正委員長、各道府県総務部長、各市区町村長に宛てた「八月二十日以降ニ於ケル府肃正運動ノ概況」には、「小学校児童」には、「小学校児童が実施された」とある。また、学校長宛に選挙棄権防止に関する通牒が出され、教職員はもとより、児童生徒を通して棄権が不実の行為である旨を徹底させる動きもあった。

「ニ依ル運動」として、児童を対象に選挙肃正に関する標語の習字、選挙肃正に因んだ課題図書や作文などのカリキュラムが実施された。また、学校長宛に選挙棄権防止に関する通牒が出され、教職員はもとより、児童生徒を通して棄権が不実の行為である旨を徹底させる動きもあった。

翌年一月二十五日の選挙肃正強調日に際しては、同二十三日付で磯村高槻町長より各小学校長に宛てて、児童に対して選挙肃正に関する講話を実施し、児童を通して有権者に選挙肃正の趣旨を徹底させる旨の依頼が行われている。

そして迎えた二月二十日の衆議院議員総選挙投票日には、町内の尋常小学校五校で児童による少年団を動員した活動が実施された。児童たちは当日午前六時三十分教員の引率で神社に参拝した後、三年以上の児童が作成した選挙肃正のポスターを電柱、住宅の隙間などに掲示し、続いて父兄を含む有権者に棄権防止のビラ(写真14)を配布した。午前九時には各校の校庭で国旗掲揚と国歌斉唱が行われ、校長から

## 六 おわりに

大阪府の選挙肃正運動は、その後昭和十四年(一九三九)九月の府議会議員選挙で実施された府議会議員選挙報国運動に引き継がれた。従来の市区町村選挙肃正委員会はこの時廃止され、その機能は市町村自治振興委員会または経済更生委員会に吸収されている。

自治振興運動、国民精神総動員運動の一内容とされた府議会議員選挙報国運動も、選挙肃正運動同様、官民一体で選挙違反や棄権の防止を呼び掛けるものだった。

戦時下の昭和十七年(一九四二)になると、府議会議員選挙報国運動、他府県の選挙肃正運動とも発展的解消を遂げ、翼賛選挙貫徹運動に移った。同年の第二十一回衆議院議員総選挙では候補者推薦制が実施されたが、類似の制度は選挙肃正運動下でも一部の地方選挙で実施(35)されており、国政選挙レベルでも志向されていたという(36)。

当館には、翼賛選挙や終戦直後の選挙など、選挙肃正運動以降の選挙に関する資料が残っているため、今後とも調査を進めたい。

## 【註】

- (1) 柚正夫『日本選挙制度史―普通選挙から公職選挙法まで』(九州大学出版会、一九八六年)。
- (2) 栗屋憲太郎「1936、37年総選挙について」(『日本史研究』146号、一九七四年、日本史研究会)。
- (3) 註(1)。

- (4) 斎藤鳩彦『選挙運動抑圧法制の思想と構造』(日本評論社、一九七五年)。  
 (5) 坂本健蔵「肃正選挙と与党系新人の進出―昭和12年総選挙時の石川県第1区を中心として―」(『選挙研究』第14号、一九九九年、日本選挙学会)。  
 (6) 註(2)、須崎慎一『日本フアッシュズムとその時代 天皇制・軍部・戦争・民衆』(大月書店、一九九八年)など。  
 (7) 菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動 模索と葛藤の政治史』(世織書房、二〇〇二年)、山崎裕美「女性の政治参加と選挙肃正運動―国民教化の側面から―」(『法学会雑誌』48(2)号、二〇〇七年、首都大学東京)。  
 (8) 『選挙肃正運動ノ実績等ニ関スル件』大阪府三島郡高槻町長 磯村彌右衛門(昭和十年十月五日付高庶第二七二二号)。  
 (9) 山中永之佑「選挙肃正運動と住民の動向」(『高槻市史』第二卷本編II、一九八四年)。  
 (10) 註(9)。  
 (11) 註(9)。  
 (12) 山中永之佑「選挙肃正から選挙報国へ」(『高槻市史』第二卷本編II、一九八四年)。  
 (13) ビラにあつた手書きメモに、「吉本興行部」の文字があつたため判明。  
 (14) 註(8)。  
 (15) 『選挙肃正ニ関スルレコード送付ノ件』大阪府総務部長(昭和十年八月九日付地第二二四四号)。  
 (16) 明治十八年(一八八五)〜昭和十九年(一九四四)。佐賀県出身の内務官僚、貴族院議員、社会教育家、思想家。青年団運動と選挙肃正運動に尽力。  
 (17) 明治十六年(一八八三)〜昭和三十一年(一九五六)。広島県出身の内務官僚。警視總監、宮城県知事、東北地方総監などを歴任。  
 (18) 昭和七年(一九三二)の第一次上海事変で敵陣突破の際、爆発に巻き込まれ戦死した江下武二、北川丞、作江伊之助の陸軍一等兵三名。その壮烈な最期は新聞各紙で美談として報じられたことで社会現象化し、教科書や映画、演劇、音楽、漫画、広告などの題材になるほどであった。  
 (19) 『新年賀状用絵葉書送付ノ件』大阪府総務部長(昭和十年十二月十六日)。  
 (20) 『年賀状に選挙肃正標語印刷方の件』高槻町長 磯村彌右衛門(昭和十年十二月五日付高庶第三二五四号)。  
 (21) 『道路横断布掲出方ノ件』大阪府総務部長(昭和十一年一月二十八日付地第一五七号)。  
 (22) 『選挙肃正歌普及ニ関スル件通牒』大阪府総務部長(昭和十一年一月九日付地第二五号)、『選挙肃正唱歌及童謡普及方ノ件移牒』高槻町長 磯村彌右衛門(昭和十一年一月十一日付高庶第五二二号)。  
 (23) 『選挙肃正運動ニ関スル件』大阪府総務部長(昭和十一年三月二日付高庶第三六〇号)。  
 (24) 『棄権防止ニ関スル件』高槻尋常高等小学校長 宮地庄吉(昭和十一年二月二十四日)。  
 (25) 『選挙肃正部落懇談会開催ノ件』大阪府三島郡高槻町長 磯村彌右衛門(昭和十年十二月二十四日付高庶第三三五〇号)。

- (26) 『選挙肃正部落懇談会開催ノ件通知』高槻町長 磯村彌右衛門(昭和十一年一月四日付高庶第三三五〇号)。  
 (27) 女子青年団の別称。  
 (28) 『第二次選挙肃正部落懇談会担任者出張日程等通知ノ件』三島郡各種団体聯合会長 磯村彌右衛門(昭和十年十二月二十八日付聯第八七号)。  
 (29) 註(23)。  
 (30) 『八月二十日以降ニ於ケル府肃正運動ノ概況』大阪府総務部長(昭和十年九月二十日付地第二四九八号)。  
 (31) 大正十四年(一九二五)六月十一日の衆議院議員選挙法改正で導入された制度で、現在の不在者投票にあたる。ただし、当時は対象が勤務中の船員、鉄道員、公務員、応召中の軍人などに限られていた。  
 (32) 註(23)。  
 (33) 『衆議院議員選挙ノ件』大阪府三島郡高槻町長 磯村彌右衛門(昭和十一年三月十八日付高庶第五〇五号)。  
 (34) 『選挙肃正美談ニ関スル件』大阪府三島郡高槻町長 磯村彌右衛門(昭和十一年三月二日付高教文第三六一号)。  
 (35) 註(3)、柚正夫『日本選挙啓発史』(明るく正しい選挙推進全国協議会、一九七二年)、波田永実「選挙肃正運動の展開と地方政治構造の変容―翼賛体制への序章として―」(『福岡市の事例研究』(『日本歴史』458、一九八六年、吉川弘文館)。  
 (36) 伊藤之雄『フアッシュズム』期の選挙法改正問題」(『日本史研究』212号、一九八〇年、日本史研究会)。

発行日 二〇一七年三月十八日 編集・発行 高槻市立しろあと歴史館

大阪府高槻市内町一番七号・TEL〇七二(六七三)三九八七  
 ◆ホームページ：高槻市ホームページ「インターネット歴史館」内で掲載

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/rekishu\_kanko/rekishu/  
 rekishikan/chosa/shiroato/shiroato\_dayori/index.html